

個人情報保護委員会 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
本提案は国民の命に関わる重要な事項であり、居住者の異変を見た際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。 しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報すべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。したがって、それら通知などに具体的な事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するのか否かの判断にかかるおり、収入の上限にのみ判断を総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考へたいとの趣旨の発言があつたところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に対する対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の收入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務は1対応していないければならない)には抵触しないとの趣旨の発言があつたところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始された平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。	一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、別途、画一的な具体的な基準を示すことは、その運用を標準化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。	各府省からの第2次回答
府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考える。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。 ○ また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることは可能なので、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 ○ なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成30年4月以降となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。	○ 提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。 ○ また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることは可能なので、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 ○ なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成30年4月以降となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。	
提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。	-	-	-	【全国市長会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	-	
独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯ある生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「授学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めていため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることが、国の理解を得ることは難いいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。 なお、法定事業である高等学校等就学支援金事業においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。	-	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内で対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑惑を生じない範囲で緩和する方向、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	○ 提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。		
個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること」で定められており、番号法別表第二には、情報提供が可能な情報について「地方税関係情報」と規定されている。 特定個人情報毎の「市町村民税所得割」「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。 番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」と同じ特定個人情報内での違いであると考えており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。 独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内で対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑惑を生じない範囲で緩和する方向、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。 ○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、ごども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内で対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑惑を生じない範囲で緩和する方向、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	○ 提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。 ○ 照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることを可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。	
本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができる。 そもそも、当該奨学金事業は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のようないくつかの都道府県から奨学金事業を移管・委託された公益財団法人ではないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを決定している。 それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられるところから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託した場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。 なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付けた必要があるが、「高等学校の奨学金事業について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。	-	-	-	【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管者等と情報提供する事務所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあり得るとの趣旨の発言があつたところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向け整理・調整を進めていただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に法律法人を位置付けるという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があつたところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なのではないか。また、公益財団法人によって一般的にではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないか。 これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。	○ 個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確に定めている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされる公益財団法人を情報連携の主体として認めるとは困難である。	